

蒲郡市利用者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等又は妊娠している者が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1号に規定する地域子ども・子育て支援事業（以下「利用者支援事業」という。）を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 利用者支援事業の内容は、法第59条第1号の規定により、子ども又はその保護者等の身近な場所で、教育、保育、保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものとする。

(実施場所)

第3条 利用者支援事業は、身近な場所で日常的に利用ができ、かつ相談機能を有する施設又は蒲郡市役所こども健康部子育て支援課の窓口で実施する。

(職員の配置)

第4条 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の専任職員（以下「専任職員」という。）とする。

2 専任職員は、子ども及び子育て支援に関する相談業務等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策その他の関連施策等について知識を有する保育士等とする。

(業務の内容)

第5条 専任職員は、次の業務を実施するものとする。

- (1) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うこと。
- (2) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡及び調整、連携並びに協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見又は共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。

(3) 利用者支援事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用して積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ること。

(4) その他利用者支援事業を円滑にするための必要な業務
(関係機関との連携)

第6条 専任職員は、利用者支援事業の実施に当たっては、教育、保育、保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所等の地域における保健、医療若しくは福祉の行政機関、民生・児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人、児童通所支援事業所、障害者福祉サービス等の関係機関及び団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(研修の受講)

第7条 専任職員は、利用者支援事業の実施に必要な知識や技能等を修得するための研修を受講し、その資質の確保を図るものとする。

(守秘義務)

第8条 専任職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。